

平成22年度第2回埼玉県公共事業評価監視委員会次第

日 時：平成22年12月24日（金）

午後1時30分～

場 所：あけぼのビル 501会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 都市整備部対象事業の審議（再評価）

- ① 審議依頼案件の説明
- ② 審議・意見とりまとめ

(2) 県土整備部対象事業の審議（再評価）

- ① 審議依頼案件の説明
- ② 審議・意見とりまとめ

(3) 農林部対象事業の審議（再評価）

- ① 審議依頼案件の説明
- ② 審議・意見とりまとめ

3 報告事項

(1) 農林部対象事業の報告（事後評価）

(2) 県土整備部対象事業の報告（事後評価）

4 閉 会

平成22年度 第2回 埼玉県公共事業評価監視委員会 出席者

| | | |
|-----|---------------------------|------------------------|
| 会 長 | た なか のり お 田 中 規 夫 | 埼玉大学大学院理工学研究科教授 |
| 委 員 | いわ くら せい じ 岩 倉 成 志 | 芝浦工業大学工学部土木工学科教授 |
| 委 員 | かね こ あきら 金 子 彰 | 東洋大学国際地域学部 国際地域学科教授 |
| 委 員 | ご とう かず こ 後 藤 和 子 | 埼玉大学経済学部経済学科教授 |
| 委 員 | み すみ もと こ 三 角 元 子 | 弁護士（埼玉弁護士会） |
| 委 員 | むろ く ぼ てい いち 室 久 保 貞 一 | 埼玉経済同友会専務理事 |

平成 22 年度第 2 回埼玉県公共事業評価監視委員会 会議要旨

1 農林部所管事業（再評価）

①かんがい排水事業全般について

委員：マニュアルが変わったとのことだが、便益が、101（安養寺地区）は増加し、102（北川辺地区）は減少している。理由を説明してほしい。

事業課：新設整備と再建設整備（機能維持）では効果額の算出方法が異なっている。102 は新設整備であり、効果額は事業前と施設完成後との差額となる。一方、101 は再建設整備であり、効果額は更新する施設自体が無い場合を想定した状況と施設が完成した状況との差額となる。101 は、更新する施設が事業前からもっていた機能分の効果額が追加されるため増加したものと考えられる。

委員：再建設整備の場合は、更新する施設が無い状況を想定するもので、想定の方により効果額が過大となることはないか。

事業課：農林水産省のマニュアルに基づき、用水が送水されない状況を想定しており、水稲から陸稲に転換される想定となる。

委員：101 では、費用が、従来の 41 億円から 66 億円に変更となっているが、変更点は何か。

事業課：従来は、事業に要する総事業費としていた。マニュアルの変更により、工事期間と施設完成後 40 年間を評価期間とし、この間に発生する工事費、維持管理費、老朽化した施設の再整備費を平成 21 年度時点に現在価値化した総費用を計上することになった。なお、101 を従来の方で算出すると 42 億 3,965 万円である。

委員：旧効果体系と新効果体系が別物であることは理解した。101 について、費用対効果を旧効果体系で算出する検討は行ったのか。

事業課：101 を旧効果体系で算出したところ 1.23 となり、前回再評価時に比較して 0.04 ポイント小さくなったが、効果が大きく変化しているものではないと考える。

委員：今回の評価について、旧効果体系での算出資料を、比較のため添付してほしい。

事業課：資料を追加する。

委員：作物生産効果の算出方法を説明してほしい。

事業課：101 は、事業実施前の水田面積全体が 915ha で、その内 201.4ha が減反対象となるため 2,400 千円のマイナス効果となる。残り 713.6ha については、事業を実施し水稲を栽培した場合と事業を実施せず水路の機能が喪失し用水が送水されず陸稲となった場合の収量差が 273kg/ha で、364,728 千円のプラス効果となり、全体では 362,328 千円のプラス効果となる。一方、102 は、事業実施前に策定した営農計画に基づき、水稲は作付面積に変更はなく、排水路整備による乾田化効果を単収増として計上している。また、水稲以外については、スイートコーンのように、乾田化が図られたことにより 3.0ha の作付面積の増を見込んでいるものもある。

委員：営農計画の計画値について検証を行っているのか。

事業課：現地で概略調査したところ、概ね計画どおりであった。また、作付状況については経済情

勢等流動的な要素があるため、事業が完了した段階で見直しが必要だと考えている。

委員：便益について、事業開始から平成21年度までに計上している効果額は、実績値、期待値のどちらか。期待値の場合、事業開始から時間が経過しているため、検証が必要だと思う。

事業課：マニュアルに基づき、最新の単価を用いて算出した期待値であり、実際の農家所得から算出したものではない。なお、水稻の単収について調べたところ、事業を要因とした収益増加は見られなかった。また、農家の総所得に近似するものとして、単収、作付面積、米価の3つを掛け合わせたものを算出したが、事業による傾向は見られなかった。

②かんがい排水事業 安養寺地区について

委員：事業区域には、鴻巣市役所周辺の市街化区域も含んでいるのか。

事業課：事業の受益対象は農振農用地だが、市街化区域内の従来から送水されている水田については、現況維持のため送水できるようにしている。

委員：受益となっている農振農用地については転用が制限されているのか。

事業課：事業完了後8年以内に転用された場合は、補助金返還となる。また、8年経過後も優良農地(団地)については転用させないこととなっている。市街化区域に接していれば、将来、転用される可能性はあるが、平成21年に農振法が改正され、埼玉県として確保すべき農地面積が示されており、優良農地の転用は農林水産省からも厳しく指導されている。

委員：101の現地調査の際、水路のメンテナンスが悪い箇所が見受けられた。メンテナンスは受益者が負担すべきと考えるが、どのように対応しているのか。

事業課：通常の維持管理費は、農家が負担している。一方、農業用水は農業生産の他に水源涵養機能等の公的な役割もあることから、大規模な施設の維持管理費は国が補助する制度がある。なお、101の受益農家は、老朽化した水路の維持管理費として、事業開始前の平成7年までは約2,500万円/年を、整備後は約70万/年を、それぞれ負担している。

委員：水田は、保水・遊水機能があり、維持されることは重要である。行政が維持管理費を負担することは意味があると思う。なお、101の受益農家戸数を教えてほしい。

事業課：1,733戸である。

委員：整備効果について予測と実態が合っているかは、毎年検証することが望ましいが、予算の関係や職員の業務量などもある。現場の実情に応じ、効果を検証してほしい。なお、委員会に報告を求めるものではない。

事業課：わかりました。

委員：本地区については、継続を了承する。なお、事業を進める中で、効果について、適宜、発現状況を検証することを附帯意見とする。

③かんがい排水事業 北川辺地区について

委員：本地区については、継続を了承する。なお、101と同様、事業を進める中で、効果について、適宜、発現状況を検証することを附帯意見とする。

2 県土整備部所管事業（再評価）

①道路街路事業全般について

委員：需要増加率について、全件で一律の数値を用いているのか。市街地や過疎地域といった地域性はないのか。

事業課：H17 交通センサスで示されている数値を基に算出している。

委員：今回の4案件については、事業箇所ごとに交通量予測を行っているのか。

事業課：国庫補助事業等の大規模事業は、ネットワークを考慮した交通量予測を行っているが、今回の4案件のように規模の小さい県単事業では、現道とその競合路線の交通量予測を比較して評価を行っている。

委員：ネットワークを考慮しない場合、構造的に費用便益比が低くなるのではないか。

事業課：特に、現道拡幅は、道路延長が変わらないため、走行時間短縮便益や走行経費減少便益に変化が少なく、費用便益比は大きくはならない。昨年度の本委員会において、費用便益比に偏らず、貨幣価値化が困難な便益等も考慮すべきであるとの意見を頂く中で、県としては、費用便益比は評価を行うための一つの指標であると考えている。

委員：需要が過大に見積もられても問題がある。道路を整備しても、渋滞は解消されるが需要が増えるとは限らないため、この程度が妥当だと感じる。

委員：事業費は、発注先によって大きく異なると思うが、競争入札等により経費を抑えるようなことをやっているか。

事業課：発注方法によるコスト縮減を考慮すべきか否かという議論はあるが、埼玉県では、全国に先駆けて公共調達改革に取り組んでおり、電子入札の導入、一般競争入札の拡大、総合評価方式の導入を行っている。

②道路改築事業 県道岩殿観音南戸守線について

委員：本路線については、特に附帯意見はなく、継続を了承する。

③道路改築事業 飯能寄居線について

委員：本路線については、特に附帯意見はなく、継続を了承する。

④道路改築事業 皆野両神荒川線について

委員：本事業の残工事の進め方について説明してほしい。

事業課：当事業の第2期整備区間では、昨今の経済情勢や秩父地域の交通状況を踏まえて進めていく。トンネル建設は必要になると思われるが、その他の道路部、橋梁部は、コスト縮減の視点を踏まえ、現道の活用を含めた事業計画を今後検討する。

委員：周辺人口や荒川西小学校の生徒数を教えてほしい。

事業課：荒川西小学校の生徒数は62人である。また、旧荒川村の地域人口約6,000人であり人口が減少している地域である。なお、小鹿野町の人口は約14,000人である。

委員：先日、地域活性化の関係で贅川宿を訪れたが、人口や学童は少ないものの、観光の視点など貨幣価値に換算できない効果という点で、整備が必要なものもある。ただし、費用便益比が1.00なので、必要性の説明に工夫が大切だと思う。

事業課：補足して説明する。秩父地域では、秩父市を中心とし、放射状の道路は整備されている。本路線は、それらを連結する環状道路の役割を果たすもので、地域全体としてもポテンシャルが高い道路である。

委員：県の財政が厳しく、投資する路線が限られる状況の中で、本路線については、沿線地域の人口が減少しており、高齢化も進んでいることを考慮すると、現道を維持管理して、現道のみでより良い効果を発生させることを考えてもよいのではないか。

事業課：道路は、沿線住民のみが使用するものではなく、地域全体のネットワークとして考えていく必要があり、沿線地域の人口のみで判断するのは妥当でないと思う。また、本県では、限られた予算の中で効率的に整備を進めるため、道路事業評価制度を設け、全ての狭あい箇所から、事業箇所を絞りこんで整備を進めている。同制度により、選択された箇所であるということ踏まえてほしい。

委員：環境という観点からみると、人口が多い地域では、道路を整備し自動車交通を増やすよりも、鉄道等に転換する方がはるかに良いと思う。一方で、過疎地域においては、国土保全という観点から自動車交通は必要で、ネットワーク上重要であるならば、継続して問題ないと思う。

委員：本路線については、継続を了承する。ただし、B/Cが1.00であることから、今後検討するとしているコスト縮減方策に努めることを附帯意見とする。なお、203（皆野両神荒川線）の1.00と204（南浦和越谷線）の1.02はほとんど変わらないのではないかという意見やB/Cにかかわらず必要なものはやるべきだという考えもあるが、税金を使うものであり、コスト縮減についても努力した上で、県民に必要性を十分理解してもらう必要があるため、意見を附したものである。

⑤街路整備事業 都市計画道路南浦和越谷線について

委員：本路線については、特に附帯意見はなく、継続を了承する。

3 都市整備部所管事業（再評価）

① 土地区画整理事業 八潮南部西地区について

委員：現地調査の際、産業廃棄物施設や化学工場が点在するのを確認した。こうした施設の移転費用や土壌汚染の処理費用は、便益の総地代に影響するのか。

事業課：産廃業者の建物は多いが、東側の工業系地区に移転する計画である。未移転の業者については、今後、移転交渉をする中で調査を実施する。また、土壌汚染の処理費については、事業費では計上しておらず、土壌汚染が明確になった場合に、事業者と調整していく。

委員：土壌汚染については、時間をかければ解決できると思うので、今後、注意してほしい。

事業課：わかりました。

委員：便益の算出方法や総地代等の意味を説明してほしい。

事業課：計画区域の周辺 500m の範囲を含めて、平成 80 年までの期間を便益期間として算出している。地代は、借地料ということで換算しており、地価に 4% の割引率をかけて算出している。

委員：事業を実施することで、借地料が 10 万円から 12 万円に上がったとしたら、差額の 2 万円が事業効果という事か。

事業課：そのとおりです。なお、区画整理の減歩については、その分を考慮して総地代を求めている。

委員：地価は何を基に算出しているのか、また、地代は何を指しているのか教えてほしい。

事業課：地価は、最寄りの公示地価を基にしており、公示地価の地点の公園までの距離等の地価関数から逆算し定数項を定め、定数項より各ブロックの駅までの時間や公園までの距離等の地価関数により算出している。一方、地代は、土地を 25 年間、借地した場合の年収益としており、地価の 4% として換算している。なお、総地代は、各ブロックの地代に、各ブロックの総面積をかけ合わせて算出している。

委員：事業期間を 10 年延伸したにもかかわらず便益が上がる理由を教えて欲しい。また、平成 17 年度の T X 開業では、便益が大きく増加する感じがするが、計上している便益の伸びはほぼ一定であり、過小ということはないか。

事業課：事業期間の延伸は便益のマイナス要素であるものの、平成 21 年度に、他の公共事業と整合させるために、評価期間も 10 年間延伸し 50 年間に変更しており、全体としては年間約 2 億円、10 年間で約 20 億円上がっている。また、便益は、宅地が使用収益を開始した面積相当分のみ、各年度、計上している。地価の上昇は、当事業による道路や公園の整備に伴うもののみとしている。このため、T X 開業などの当事業以外の周辺状況の変化に起因する地価上昇分は考慮していない。

委員：周辺区域の設定方法について、マニュアルの規定なども含めて説明してほしい。

事業課：マニュアルでは、地区内の公園等を、周辺地区でも利用できることから、概ね 500m と定めている。また、河川や幹線道路により区域が分断されている場合は、外側には影響を及ぼさないという考えで、500m 未満であっても周辺区域境とすることもある。なお、区画整理の規模により縮小したり拡大したりすることができることになっている。ちなみに、本地区は、東京都境が河川であるため、埼玉県側のみを概ね 500m で設定しており、規模

としても妥当な範囲だと考えている。

委員：TX沿線には、競合する地区がある。埼玉県南部は人口が増えているが、地方では減少している。今後の見通しを教えてください。

事業課：TX沿線で区画整理が同時に進行しており、住宅地供給としては競争相手となるが、本地区は、都心に一番近いことから、着実な需要があるものと考えている。

委員：本地区については、特に附帯意見はなく、継続を了承する。

②都市公園事業 権現堂公園について

委員：便益の算出方法を説明してほしい。

事業課：公園事業の費用対効果は国土交通省のマニュアルにより算出しており、便益は、直接利用便益と間接利用便益がある。直接利用便益は、「旅行費用法」を使用しており、移動費用をかけても公園を利用する価値があるという考え方に基づき、旅行費用や公園の年間利用回数等から便益額を算出している。また、間接利用便益は、「効用関数法」を使用しており、公園整備を実施した場合と実施しなかった場合の満足度の差による住民の支払意思額という考え方に基づき、公園の緑地面積や広場面積、防災拠点機能の有無等から便益額を算出している。

委員：本地区については、特に附帯意見はなく、継続を了承する。

4 農林部所管事業（事後評価）

①ほ場整備事業 手子林第二地区について

委員：受益戸数の156戸は、集積後の数字なのか。また、専業農家数と兼業農家数を平成7年度と平成17年度のデータで比較しているが、平成21年度や平成22年度の数字は無いのか。

事業課：受益戸数については、事業前後で変化は無く、経営の大規模化は土地の賃貸借によっている。また、農家数は、センサスデータに基づいており平成17年度が最新である。

委員：営農時間の短縮等についてのアンケート対象農家は、どの範囲か。

事業課：対象は、担い手8人を含む27人の抽出で、大規模に営農されている方が中心である。受益農家全体の営農時間は、調査結果よりも多少長くなると思われる。

委員：B/Cなどについて、事業計画で想定した数字と実態を比較したデータはあるのか。

事業課：B/Cについて試算したところ、計画時点の1.08に対し、現状は1.04と若干低下している。低下したのは、野菜の導入が計画通り進まなかったことが要因と思われる。

委員：計画値と実績値の比較を、資料として入れて欲しい。

事業課：はい。

5 県土整備部所管事業（事後評価）

①広域河川改修事業 一級河川鴨川について

委員：流量配分図の調節池前後において、下流の方の流量が絞られているのか。

事業課：調節池で流量をカットしているので、その分だけ下流での流量が減っている。

委員：B/Cの算出について、Bの算出方法を教えてほしい。

事業課：家屋や農作物の浸水被害が解消される効果をBとしている。

委員：鴨川へ流れ込む支川の氾濫が減ったのは、本川の改修が進んだことによるものか。

事業課：そのとおりです。支川の被害は、本川の水位上昇によるものが大きく、本川の流下能力が向上したため、支川の水を排水しやすくなったものである。

委員：水辺に近づけるように整備をしているが、水質はどのようか。

事業課：BODは年々良くなっているが、見た目は良くない。今後、流域での浄化の取り組みに期待している。